



大津市公報

令和4年12月22日
号外(第60号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	次
○ 条 例	
43 大津市個人情報保護法施行条例	1
44 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
45 大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	3
46 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
47 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
48 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	15
49 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	15
50 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	24
51 大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	24
52 大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例	25
53 大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例	25
54 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	25
55 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	25
56 大津市ガス供給条例の一部を改正する条例	26
57 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	26
58 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
59 大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例	35
60 大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例	35

条 例

大津市個人情報保護法施行条例を公布する。
令和4年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第43号

大津市個人情報保護法施行条例
(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防局長並びに本市の財産区及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にか

かわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写し（同項ただし書の写しを含む。）又は電磁的記録を複写した物の交付を受ける者は、当該写し又は複写した物の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 市長は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするときは、大津市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

2 前項に定めるもののほか、実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。第2号において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合
(運用状況の公表)

第7条 市長は、実施機関に対し、法及びこの条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において同条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第10条第1項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第10条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- (1) 施行日前に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣された者
- (2) 施行日前に旧条例第11条第2項の受託業務等に従事していた者

3 施行日前に旧条例第16条、第31条又は第39条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第46条第1項の規定により審査会に対してなされている諮問は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第2項第1号及び第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
- 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。
- 8 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第44号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第45号

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第46条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同項第4号中「大津市個人情報保護条例第7条第2項第9号及び第3項第2号、第12条第2項第8号並びに第13条第1項第2号の規定により」を「大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）第6条第1項及び第2項の規定による諮問に応じ、」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める実施機関に対し、意見を述べることができる。
 - (1) 情報公開に係る制度の運営及び改善に関する事項 大津市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関
 - (2) 個人情報保護に係る制度の運営及び改善に関する事項 大津市個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。）

第7条第1項第2号中「大津市個人情報保護条例第46条第1項」を「法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同条第3項中「大津市個人情報保護条例第23条第1項、第35条第1項又は第43条第1項」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に、「同条例第2条第3項」を「法第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第46号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第47号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	154,600	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	155,700	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	156,800	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	157,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	158,900	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	160,300	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	161,600	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	162,900	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	164,100	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	165,600	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	167,100	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	168,700	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	164,100	169,800	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	

14	165,600	171,200	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	167,100	172,600	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	174,000	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	169,800	175,300	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	177,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	180,300	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	182,800	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	185,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	186,900	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	188,500	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	190,200	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	191,700	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	193,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	195,200	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	196,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	198,500	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	200,300	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	202,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	203,900	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33		205,400	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34		207,200	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35		209,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36		210,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37		212,400	289,000	333,400		388,000	432,300	464,800	525,000
38		214,200	290,700	335,300		389,200	433,100	465,400	525,600
39		216,000	292,500	337,300		390,400	433,900	466,000	526,400
40		217,800	294,300	339,200		391,500	434,700	466,600	527,000
41		219,200	295,800	341,100		392,600	435,300	467,100	527,500
42		221,000	297,500	343,000		393,800	436,000	467,600	
43		222,700	299,000	344,800		395,000	436,700	468,000	
44		224,500	300,600	346,700		396,100	437,400	468,300	
45		226,100	302,200	348,200		396,800	438,200	468,600	
46		227,800	303,900	349,600		397,500	439,000		
47		229,400	305,500	351,100		398,200	439,400		
48		230,900	307,200	352,600		398,900	440,100		
49		232,200	308,100	354,200		399,500	440,600		
50		233,800	309,600	355,000		400,100	441,000		
51		235,400	311,100	356,200		400,600	441,400		
52		236,900	312,700	357,200		401,000	441,800		
53		237,900	314,300	358,100		401,400	442,200		
54		239,400				401,700	442,600		
55		240,700				402,000	443,000		

56	241,900					402,300	443,300			
57	243,100					402,600	443,600			
58	244,100					402,900	444,000			
59	245,100					403,200	444,300			
60	246,100					403,500	444,600			
61	247,200					403,800	444,900			
62	248,100					404,100				
63	249,000					404,400				
64	250,000					404,700				
65	250,900					405,000				
66	252,200					405,300				
67	253,400					405,600				
68	254,700					405,900				
69	256,000					406,100				
70	257,400					406,400				
71	258,600					406,700				
72	259,800					407,000				
73	260,900					407,200				
74	262,100					407,500				
75	263,400					407,800				
76	264,500					408,000				
77	265,600					408,200				
78	266,600					408,500				
79	267,800					408,800				
80	268,900					409,000				
81						409,200				
82						409,500				
83						409,800				
84						410,000				
85						410,200				
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500

	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500

	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	

	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	

28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		

69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	
87		289,700	325,600	346,600	
88		289,900	326,000	346,900	
89		290,300	326,400	347,300	
90		290,500	326,800	347,600	
91		290,700	327,200	348,000	
92		290,900	327,600	348,300	
93		291,300	327,900	348,700	
94		291,500	328,100	349,000	
95		291,700	328,500	349,300	
96		292,000	328,800	349,600	
97		292,400	329,000	349,900	
98		292,700	329,300	350,300	
99		292,900	329,600	350,700	
100		293,200	329,900	351,100	
101		293,500	330,100	351,600	
102		293,700	330,400	352,000	
103		293,900	330,800	352,400	
104		294,200	331,000	352,800	
105		294,500	331,200	353,300	
106			331,400		
107			331,800		
108			332,000		
109			332,200		
110			332,600		
111			333,000		

	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22		231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23		233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24		234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25		236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26		237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27		239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28		241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29		242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30		244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31		245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32		246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400	

33	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61		314,000	340,000	375,500	427,300	
62		315,300	340,900	376,300	427,800	
63		316,600	342,100	377,100	428,200	
64		317,800	343,400	377,900	428,700	
65		319,100	344,500	378,600	429,300	
66			345,700	379,300	429,700	
67			346,900	380,100	430,000	
68			348,000	380,800	430,300	
69			349,000	381,400	430,700	
70			350,000	382,000		
71			351,100	382,700		
72			352,200	383,300		
73			353,000	384,000		
74			354,100	384,500		

	75				355,200	385,100		
	76				356,300	385,600		
	77				357,000	386,000		
	78				357,800	386,600		
	79				358,600	387,100		
	80				359,300	387,400		
	81				359,900	387,700		
	82				360,400	388,200		
	83				361,000	388,600		
	84				361,500	388,900		
	85				362,100	389,200		
	86					389,700		
	87					390,200		
	88					390,600		
	89					390,900		
	90					391,300		
	91					391,800		
	92					392,200		
	93					392,600		
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第11条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（大津市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第11条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第11条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第48号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第2項に見出しとして「（教員特殊業務手当の額の特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

（第79回国民スポーツ大会等の開催に関する業務に従事する特定業務等従事任期付職員の昇給の特例）

- 3 第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の開催に関する業務に係る給与条例別表第1の1級又は2級に分類される職務に従事させるために採用した特定業務等従事任期付職員のうち、同表2級に在級するものの昇給は、給与条例第5条第4項の規定にかかわらず、同表2級63号給を超えて行うことができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第49号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

号給	給料月額（円）
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900
10	160,300
11	161,600
12	162,900

13	164,100
14	165,600
15	167,100
16	168,700
17	169,800
18	171,200
19	172,600
20	174,000
21	175,300
22	177,800
23	180,300
24	182,800
25	185,200
26	186,900
27	188,500
28	190,200
29	191,700
30	193,400
31	195,200
32	196,900
33	198,500
34	200,300
35	202,100
36	203,900
37	205,400
38	207,200
39	209,000
40	210,800
41	212,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

ア 福祉職給料表(1)

号給	給料月額 (円)
----	----------

1	164,100
2	165,300
3	166,500
4	167,700
5	168,600
6	170,100
7	171,500
8	172,900
9	174,100
10	175,500
11	176,900
12	178,300
13	179,700
14	181,000
15	182,400
16	183,700
17	185,200
18	186,700
19	188,400
20	189,900
21	191,200
22	192,800
23	194,500
24	196,100
25	197,700
26	199,400
27	201,200
28	202,900
29	204,700
30	206,100
31	207,600
32	209,000

33	210,200
34	211,500
35	212,800
36	213,900
37	215,100
38	216,500
39	217,900
40	219,300
41	220,300
42	221,500
43	222,600
44	223,800
45	224,600
46	225,700
47	226,600
48	227,500
49	228,200

備考

- この表は、保育士、介護福祉士、母子・父子自立支援員、障害福祉窓口業務員、障害者虐待対応員、手話通訳者、障害児相談支援員、地域型保育支援員、保育アドバイザー、家庭相談スーパーバイザー、家庭児童相談員、女性相談員、児童厚生員、子育て支援員その他福祉に係る相談若しくは支援又は保育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。
- 勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる保育士の給料月額はこの表の額に20,000円をそれぞれ加算した額とする。

イ 福祉職給料表(2)

号給	給料月額 (円)
1	150,100
2	151,200
3	152,400
4	153,500
5	154,600
6	155,700
7	156,800
8	157,900
9	158,900

10	164,100
11	165,300
12	166,500
13	167,700
14	168,600
15	170,100
16	171,500
17	172,900
18	174,100

備考

- 1 この表は、児童クラブの補助員に適用する。
- 2 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に7,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

ウ 福祉職給料表(3)

号給	給料月額 (円)
1	191,200
2	192,800
3	194,500
4	196,100
5	197,700
6	199,400
7	201,200
8	202,900
9	204,700
10	206,100
11	212,900
12	214,600
13	216,400
14	218,100
15	219,800
16	221,600
17	223,400
18	225,100
19	226,800

20	228,300
21	229,700
22	231,100
23	232,500
24	234,100
25	235,700
26	237,300
27	238,700
28	240,300
29	241,800
30	243,300

備考

- この表は、放課後児童支援員に適用する。
- 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に14,200円を超えない範囲内で規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第3条関係)

医療技術職給料表

号給	給料月額 (円)
1	173,700
2	175,500
3	177,400
4	179,200
5	181,100
6	182,600
7	184,400
8	186,200
9	191,500
10	193,100
11	194,700
12	196,300
13	197,800
14	199,300
15	200,900
16	202,400

17	204,000
18	205,700
19	207,300
20	209,000
21	210,400
22	212,000
23	213,600
24	215,200
25	216,600
26	218,200
27	219,900
28	221,600
29	222,900
30	224,400
31	225,800
32	227,300
33	228,500
34	229,900
35	231,200
36	232,400
37	233,600
38	234,900
39	236,400
40	237,700
41	238,700
42	240,000
43	240,900
44	242,100
45	243,400

備考 この表は、食品衛生監視員、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、作業療法士、歯科衛生士、はり師及びきゅう師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

看護保健職給料表

号給	給料月額 (円)
1	169,900
2	171,300
3	172,800
4	174,200
5	175,600
6	177,100
7	178,600
8	180,100
9	181,300
10	183,000
11	184,600
12	186,100
13	187,500
14	189,500
15	191,500
16	193,500
17	197,000
18	198,900
19	200,900
20	202,800
21	204,900
22	206,900
23	209,100
24	211,200
25	213,200
26	214,600
27	216,000
28	217,200
29	218,600
30	220,000
31	221,500

32	222,700
33	224,100
34	225,600
35	227,100
36	228,600
37	229,700
38	231,400
39	233,100
40	234,700
41	236,000

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師、発達相談員、介護支援専門員、介護認定調査員その他看護又は保健に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

教育職給料表

号給	給料月額 (円)
1	164,400
2	165,900
3	167,400
4	168,900
5	170,500
6	172,400
7	174,200
8	176,000
9	177,700
10	179,800
11	181,800
12	183,700
13	185,600
14	187,700
15	189,800
16	191,900
17	194,100
18	196,400

19	198,900
20	201,200
21	203,600
22	205,200
23	206,900
24	208,600
25	210,100
26	211,500
27	213,100
28	214,600
29	216,300

備考 この表は、教育機関その他の規則で定めるものに勤務し、教育に関する業務に従事する一般の会計年度任用職員に適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第50号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第51号

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例（平成20年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び別表第2第5項第1号キ中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第52号

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例

大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第6号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第53号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市中ふれあいセンターの項を削る。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第54号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「35戸」を「23戸」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第55号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第56号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第1号中「もとに」を「基に」に、「104,580円」を「177,340円」に改める。

附則に次の2項を加える。

（平均原料価格の上限額に関する経過措置）

- 6 第19条の2第1項の規定により調整単位料金を算定する場合において、次の表の左欄に掲げる3か月間の平均原料価格を算定するときにおける同項第1号の規定の適用については、同欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「177,340円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和4年11月から令和5年1月までの3か月間	116,700円
令和4年12月から令和5年2月までの3か月間	128,820円
令和5年1月から同年3月までの3か月間	140,940円
令和5年2月から同年4月までの3か月間	153,060円
令和5年3月から同年5月までの3か月間	165,180円

- 7 前項の規定が適用される場合における第30条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「同項及び附則第6項」とする。

附 則

- この条例は、令和5年3月1日から施行する。
- 改正後の大津市ガス供給条例の規定は、令和5年4月1日以後の日をその末日とする料金算定期間の料金又は利用料金に係る調整単位料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間の料金又は利用料金に係る調整単位料金については、なお従前の例による。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第57号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第58号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000
	2	165,900	182,300	298,600
	3	167,400	184,400	301,400
	4	168,900	186,600	303,800
	5	170,500	188,600	306,300
	6	172,400	190,600	308,400
	7	174,200	192,700	310,700
	8	176,000	194,800	312,800
	9	177,700	197,000	314,900
	10	179,800	199,600	317,200
	11	181,800	202,200	319,600
	12	183,700	204,800	322,100
	13	185,600	207,400	324,500
	14	187,700	209,100	326,400
	15	189,800	210,700	328,300
	16	191,900	212,400	330,400
	17	194,100	214,200	332,200
	18	196,400	215,800	334,400
	19	198,900	217,500	336,500
	20	201,200	219,100	338,500
	21	203,600	220,900	340,600
	22	205,200	222,800	342,400
	23	206,900	224,700	344,200
	24	208,600	226,600	345,800
	25	210,100	228,100	347,500
	26	211,500	230,100	349,300
	27	213,100	232,100	351,200
	28	214,600	234,100	353,100
	29	216,300	235,900	354,900
	30	218,000	238,600	356,700
	31	219,700	241,300	358,400
32	221,400	244,000	360,300	

	33	222,700	246,600	361,600
	34	224,400	249,400	363,300
	35	226,100	252,000	364,800
	36	227,700	254,700	366,600
	37	229,100	257,000	368,500
	38	230,800	259,400	370,000
	39	232,500	261,900	371,300
	40	234,200	264,100	372,900
	41	235,800	266,600	374,000
	42	237,500	268,900	375,400
	43	239,100	271,100	376,800
	44	240,700	273,200	378,300
	45	242,300	275,300	379,700
	46	243,800	277,500	381,300
	47	245,100	279,600	382,900
	48	246,400	281,500	384,400
	49	247,500	283,800	385,800
	50	248,800	285,500	387,300
	51	250,200	287,400	388,800
	52	251,300	289,200	390,200
	53	252,400	290,600	391,400
	54	253,800	292,700	392,700
	55	254,800	294,700	393,800
	56	255,800	296,900	394,900
	57	257,000	298,900	396,300
	58	258,000	301,300	397,500
	59	259,100	303,500	398,700
	60	260,100	306,100	400,000
	61	261,300	308,300	401,200
	62	262,000	310,700	402,200
	63	262,900	313,000	403,600
	64	263,500	315,200	404,900
	65	264,500	317,300	406,100
	66	265,900	319,100	407,200
	67	267,000	320,700	408,400
	68	268,300	322,300	409,500
	69	269,800	324,200	410,500
	70	271,300	326,300	411,700
	71	272,600	328,400	412,900
	72	274,000	330,400	414,100
	73	274,800	332,500	414,700

74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	

	116	304,400	388,000
	117	304,700	388,800
	118	305,000	389,500
	119	305,300	390,300
	120	305,600	391,100
	121	305,800	391,700
	122	306,000	392,500
	123	306,200	393,200
	124	306,500	393,900
	125	306,800	394,500
	126		395,200
	127		395,700
	128		396,300
	129		397,000
	130		397,600
	131		398,100
	132		398,600
	133		398,900
	134		399,200
	135		399,500
	136		399,800
	137		400,100
	138		400,400
	139		400,700
	140		401,000
	141		401,300
	142		401,600
	143		401,900
	144		402,200
	145		402,400
	146		402,700
	147		403,000
	148		403,200
	149		403,400
	150		403,700
	151		404,000
	152		404,200
	153		404,400
	154		404,700
	155		405,000
	156		405,200

	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200	

34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700	
46	243,800	277,500	381,300	
47	245,100	279,600	382,900	
48	246,400	281,500	384,400	
49	247,500	283,800	385,800	
50	248,800	285,500	387,300	
51	250,200	287,400	388,800	
52	251,300	289,200	390,200	
53	252,400	290,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700	
55	254,800	294,700	393,800	
56	255,800	296,900	394,900	
57	257,000	298,900	396,300	
58	258,000	301,300	397,500	
59	259,100	303,500	398,700	
60	260,100	306,100	400,000	
61	261,300	308,300	401,200	
62	262,000	310,700	402,200	
63	262,900	313,000	403,600	
64	263,500	315,200	404,900	
65	264,500	317,300	406,100	
66	265,900	319,100	407,200	
67	267,000	320,700	408,400	
68	268,300	322,300	409,500	
69	269,800	324,200	410,500	
70	271,300	326,300	411,700	
71	272,600	328,400	412,900	
72	274,000	330,400	414,100	
73	274,800	332,500	414,700	
74	275,800	334,600	415,500	
75	277,000	336,800	416,200	

	76	278,000	339,000	416,700
	77	279,200	340,700	417,000
	78	280,200	342,600	417,400
	79	281,400	344,300	417,800
	80	282,300	346,100	418,200
	81	283,500	347,900	418,500
	82	284,300	349,700	418,900
	83	285,300	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	
	109	302,700	381,700	
	110	302,900	382,700	
	111	303,200	383,700	
	112	303,500	384,700	
	113	303,700	385,300	
	114	303,900	386,200	
	115	304,100	387,100	
	116	304,400	388,000	

	117	304,700	388,800		
	118	305,000	389,500		
	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、指導主事に適用する。
- 2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第59号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 大津の豊かな歴史及び文化に関して理解を深める機会を提供するとともに、これらを次代に継承し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、大津市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 博物館の位置は、大津市御陵町2番2号とする。

第9条第1項中「第20条第1項」を「（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第60号

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは田上市民運動広場の集会室若しくは会議室」を削る。

第5条第2項を削り、同条第3項中「並びに田上市民運動広場の集会室及び会議室」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

別表第1 田上市民運動広場の項を削る。

別表第2中「名称」を「運動広場の区分」に改め、同表田上市民運動広場の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

和邇市民運動広場のテニスコートの使用料

単位	使用料	
	使用者が市内に住所を有する者である場合	使用者が市内に住所を有しない者である場合

平日の午前9時から午後5時までの1面につき1時間	720円	1,450円
上記以外の時間帯の1面につき1時間	1,090円	2,180円

備考 この表中「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。